

子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令の 一部を改正する省令について

令和 3 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 15 条の規定に基づき、子ども・子育て支援臨時交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を減少する必要性が生じた場合に、当該減少すべき額を返還させるための返還規定を創設するもの。

2. 改正内容

子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令（令和 2 年総務省令第 10 号）について、第 4 条を新設し、交付すべき額の算定に錯誤があった場合の返還規定を創設する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。